

(案)

墨田区教育委員会

いじめ防止プログラム

平成 27 年 3 月 25 日

(平成 30 年・月・日改定)

墨田区教育委員会



は じ め に

墨田区教育委員会では、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも起こり得る」という認識に立って、いじめ問題にかかわる様々な施策を講じてきた。

平成 24 年、大きな社会問題となった滋賀県大津市のいじめ自殺に関する事案や、東京都品川区で発生したいじめが原因で自ら命を絶つという事案等を受け、墨田区教育委員会は、平成 25 年 1 月に墨田区いじめ問題に関する有識者会議による「いじめ防止 課題解決のための 9 つの提言」を示すとともに、8 月に小・中学校長や保護者代表、臨床心理士等による「墨田区 いじめ問題の予防・解決のためのシンポジウム」を行った。このシンポジウムでは、「提言」の内容を踏まえ、学校・家庭・地域・教育委員会が連携協力していくための具体的な方策について議論を深めた。また、「いじめをしない・させない学校・学級を作るために（学校・教職員向け）」「いじめをしない・させない学校・家庭・地域作りのために（保護者・地域向け）」を作成・配布し、啓発を図った。

その後、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が国会で可決・成立し、学校・保護者・地域などが互いに連携して、いじめ防止等のための対策に取り組んでいくことが明文化された。また、平成 26 年 6 月の都議会定例会において、「東京都いじめ防止対策推進条例」が議決され、同時に「東京都いじめ防止対策基本方針」及び「東京都教育委員会 いじめ総合対策」が制定された。

墨田区は、法や都条例を踏まえたいじめ防止対策を効果的に推進するため、平成 26 年 12 月に「墨田区いじめ防止対策推進条例」を制定し、同条例第 13 条により「墨田区いじめ問題対策協議会」を設置した。また、平成 27 年 3 月に「墨田区いじめ防止対策基本方針」を決定するとともに、同年 3 月の教育委員会において、墨田区教育委員会いじめ防止プログラム」（以下「いじめ防止プログラム」という。）が決定した。

いじめ問題は、いじめにかかわった全ての子供の人格形成に少なからず影響を与え、場合によっては人と人との関係を断ち切るだけでなく、かけがえのない子供の生命を奪うこともある憂慮すべき問題であることから、学校におけるいじめ防止の対策が形骸化することのないよう、その取組状況について検証し、改善を図っていくことが不可欠である。そのため「旧いじめ防止プログラム」では平成 29 年度に評価、見直しを行い、平成 30 年度に「いじめ防止プログラム」を再構築することを明記した。

このことを踏まえ、平成 29 年 6 月に、墨田区教育委員会の附属機関である「墨田区教育委員会 いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）に対して、墨田区立学校におけるいじめ防止対策等の見直しについて諮問した。

これを受け、専門委員会では、これまでの対策を検証するとともに、7 か月間の審議を経て、平成 30 年 1 月に、プログラムの改定を基本とした「最終答申」がまとめられた。

今回の改定に当たっては、改定された文部科学大臣決定の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び東京都教育委員会の「いじめ総合対策【第 2 次】」を踏まえるとともに、いじめ防止プログラムを実行性のあるものにしていくため、重要な対策が的確かつ迅速に取り組めることを重点として全ての教職員が理解できるよう見直しを図った。

学校でのいじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応については、より一層組織的に対応していくことが求められている。このプログラムに基づき、墨田区教育委員会をはじめ、全ての学校、全ての教職員が共通の認識をもち、いじめ問題に取り組んでいくことが大切である。

< 目 次 >

はじめに

いじめ防止プログラム

1	いじめ問題に対する基本的な考え方	3
(1)	いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべき4つのポイント	
(2)	いじめ防止プログラムの取組の徹底	
2	4つのフェーズに応じた具体的な取組	6
(1)	フェーズⅠ(未然防止)～いじめを生まない、許さない学校づくり～	8
①	いじめを防止し、いじめを生まない土壌の創出	
②	教職員の意識向上と組織的対応の徹底	
③	保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成	
(2)	フェーズⅡ(早期発見)～いじめを直ちに発見できる学校づくり～	11
①	「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知	
②	いじめの「見える化」～子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～	
③	被害の子供、周囲の子供からの情報を確実に受け止める体制の構築	
④	保護者・地域との連携	
(3)	フェーズⅢ(早期対応)～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～	15
①	学校いじめ対策委員会を核とした対応	
②	被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組	
③	保護者・地域との連携	
④	墨田区教育委員会・関係機関との連携	
(4)	フェーズⅣ(重大事態への対処)～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～	18
①	重大事態発生の判断	
②	被害の子供の保護・相談活動	
③	加害の子供の更生に向けた指導及び支援	
④	保護者・地域との連携	
⑤	いじめ防止対策推進法に基づく調査対応	
3	学校いじめ対策委員会を核とした対応	23
(1)	委員会の主な役割	
(2)	主な取組例と役割分担例	
4	「いじめを鋭く見抜き、声を上げられる学校づくり」につながる取組	25

参考資料

1	いじめ防止カード（裏面）の内容	27
2	いじめ実態調査における児童・生徒対象アンケート	27
3	スクールカウンセラーによる児童・生徒全員面接の進め方（例）	28
4	教育心理検査「アイ・チェック」を活用した学級経営の充実	30
5	いじめ発見のチェックシート	31
6	いじめプログラム（総合対策）チェックシート	32
7	各種様式等	34

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべき4つのポイント

- いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 平成25年）
- いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、いじめは、どの学校、どの学級、どの子供にも起こり得るという認識が不可欠である。そのため、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。
- いじめ防止プログラムでは、いじめを「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つのフェーズに整理して、それぞれの段階に応じた取組の視点と具体的な取組内容を示している。いじめ問題への対応に当たっては、以下の4つのポイントを常に念頭に置いて進めていくことが重要である。

【ポイント1】教員の意識の向上と組織的対応の徹底

<< 学校一丸となって取り組む >>

いじめ問題に適切に対応するには、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知することが不可欠である。

- 全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめの件数が多いこと自体が問題であるという誤った認識を払拭し、どんな軽微ないじめも鋭く見抜き、的確に認知していく。
- 全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にする。教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさずに行う。あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。
- 特定の教員がいじめ問題を抱え込まず、迅速かつ組織的な対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を核とし、各々の教職員の役割と責任を明確にし、対応することが不可欠である。

<具体的な取組>

学校いじめ対策委員会の全校設置、学校いじめ防止基本方針の策定、「いじめ発見のチェックシート」等の活用による確実な発見、いじめに関する研修の充実 など

【ポイントⅡ】 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す

<< 被害の子供を守る >>

被害の子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の子供が安心して学校生活を送れるようにするため、被害の子供及び勇気をもっていじめの事実を伝えた子供等を組織的に守り通す取組を徹底して行う。

- 被害の子供の声やサインを早期かつ確実に受け止めるため、学級担任をはじめ、全ての教職員が子供への積極的な働き掛けを行うとともに、学校いじめ相談メールやスクールカウンセラーによる面接などの取組を実施する。
- 被害の子供の安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、登下校時の付き添いを実施する。

<具体的な取組>

学校いじめ相談メールの実施、スクールカウンセラーによる全員面接、いじめ実態調査等の実施、スクールカウンセラー等を活用したケア、加害の子供への組織的・継続的な観察・指導 など

【ポイントⅢ】 いじめを鋭く見抜き、声を上げられる学校づくり

<< いじめの解決に向けて主体的に行動しようとする態度の育成 >>

学校は、周囲の子供がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視する。また、勇気をもって「いじめの存在」を伝えた子供等を守り通すとともに、周囲の子供からの発信を促すために、子供による主体的な取組を支援する。

- 全ての教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育むとともに、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるような適切な指導を行う。そして、全ての子供が「いじめを見て見ぬふりをせず、鋭く見抜くことができる」よう道徳や特別活動等で指導する。その他「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等いじめの撲滅に向けた児童会・生徒会等による主体的な取組を支援する。
- いじめ問題を解決するためには、子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できる力を育成する。
- 学校は、勇気をもっていじめの存在を伝えた子供を守り通すことを宣言する。保護者や地域と連携しながら、登下校時の付き添い等、いじめから守るための取組を継続的かつ徹底して行い、周囲の子供の安全を確保する。

<具体的な取組>

「いじめに関する授業」の実施、いじめ防止カードの活用、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援、登下校時の付き添い等による周囲の子供の安全の確保 など

【ポイントⅣ】 保護者・地域・関係機関との緊密な連携

<< 社会総がかりで取り組む >>

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との緊密な連携が必要である。

- 日常から、全ての保護者に対して、「いじめ」の定義を踏まえ、いじめはどの学校、どの学級、どの子供にも起こり得る問題であることを説明する。また、「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知していく。
- いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針等を伝える。その上で、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。
- いじめの対応状況に応じて、外部人材や警察、医療機関、福祉機関等の関係諸機関と連携した対応を実施する。

<具体的な取組>

学校サポートチームの全校設置、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握と相談援助、学校便りや保護者会の積極的な活用、地域人材を活用した登下校時の見守りの実施 など

(2) いじめ防止プログラムの取組の徹底

- いじめ防止プログラムに示す取組の確実な実施と、取組状況の不断の検証が必要不可欠である。
- 墨田区教育委員会及び学校は、いじめ防止プログラム、東京都教育委員会が作成・配布した『学校いじめ対策委員会』の取組状況の確認項目、「いじめ防止対策徹底のためにチェックリスト」、「いじめプログラム（総合対策）チェックシート」を活用するなどして、定期的ないじめ防止プログラムの取組状況の点検・評価を必ず実施する。
- 墨田区教育委員会は、東京都教育委員会と連携し、把握した学校はいじめへの取組状況及び達成状況を踏まえ、いじめ防止プログラムの見直しを図る。

(3) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること。
 - 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 - 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記2つの要件は、あくまで一つの段階に過ぎない。

いじめが解消している状態に至った場合でもいじめが再発する可能性があることを十分に踏まえ、被害及び加害の子供については、日常的に注意深く観察する必要があることに注意する。

2 4つのフェーズに応じた具体的な取組

フェーズ	取組の視点	チェックポイント
(1) 未然防止	①いじめを防止し、いじめを生まない土壌の創出	☐ 毎月10日 すみだ いじめ防止の日 ☐ いじめに関する授業 (4・9・1月)最低年3回 ☐ 法教育の実施 ☐ 子供同士の話し合い ☐ 児童会・生徒会活動 ☐ 人権意識・規範意識 ☐ SNSルール ☐ 「学校いじめ防止基本方針」 ☐ 「学校いじめ対策委員会」 ☐ 校内研修 年3回以上 ☐ 学校サポートチーム
	②教職員の意識向上と組織的対応の徹底	
	③保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成	
(2) 早期発見	①「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知	☐ 「いじめ」の定義 ☐ いじめの認知の徹底 ☐ 学級担任等のやるべきこと ・声掛け・観察・個人面談等 ☐ 「いじめ発見チェックシート」 ☐ 「生活意識調査」 ☐ 校内巡回等 ☐ 「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築 ☐ 情報の引継ぎ・共有の徹底 ☐ 学校教育相談体制 ☐ 「いじめ発見のためのアンケート」 ☐ スクールカウンセラーによる 全員面接(小学5年、中学1年) ☐ いじめ相談目安箱 ☐ いじめ防止カード ☐ 保護者相談・面談、家庭訪問 ☐ スクールカウンセラーや スクールソーシャルワーカーに よる保護者面談 ☐ 児童館、学童クラブ ☐ 放課後子ども教室
	②いじめの「見える化」 ～子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～	
	③被害の子供、周囲の子供から情報を確実に受け止める体制の構築	
	④保護者・地域との連携	

フェーズ	取組の視点	チェックポイント
(3) 早期対応	①「学校いじめ対策委員会」を核とした対応	□ 「学校いじめ対策委員会」による対応方針の決定
	ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定 イ 対応記録のファイリング ウ 解消の確認	□ 対応記録 □ ファイリング
	②被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組	□ 「いじめの解消」の定義
	ア 被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア イ 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等 ウ 勇気をもっていじめを伝えた子供及びその他の子供の安全の確保 エ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応	□ 被害の子供のケア □ 加害の子供への指導 □ 勇気をもっていじめを伝えた子供 □ その他の子供の安全確保
(4) 重大事態	③保護者・地域との連携	□ 被害及び加害の子供の保護者
	ア いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営連絡協議会、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼 イ 地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施 ウ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等関係機関との連携・協力 エ インターネット等によるいじめへの対応	□ いじめ対策保護者会 □ 警察や児童相談所等 □ SNS等に関する対応
	④墨田区教育委員会・関係機関との連携	
	ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告 イ 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援	
	①重大事態発生の判断	□ 重大事態の定義
	ア 教職員による重大事態の定義の確実な理解 イ 墨田区教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断 ウ 重大事態発生の報告	□ 重大事態発生の判断 □ 重大事態発生の報告
	②被害の子供の保護・相談援助	□ 被害の子供の安全確保等
	ア 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援 イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明 ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援 エ 適応指導教室への通級等の実施	□ 保護者への説明・協力要請 □ 外部人材や関係機関等 □ 適応指導教室
	③加害の子供の更生に向けた指導及び支援	□ スクールカウンセラー □ スクールソーシャルワーカー
	ア 保護者への説明や協力関係の構築 イ 教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による更生への支援 ウ 別室での学習の実施 エ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援 オ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保	□ 別室学習 □ 更生への支援 □ 懲戒による指導 □ 出席停止
	④保護者・地域等との連携	□ いじめ対策緊急保護者会
	ア いじめ対策緊急保護者会の開催 イ 保護者、PTA、「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決 ウ 民生・児童委員等との連携 エ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決	□ 民生・児童委員 □ いじめ等の問題解決支援チーム □ 専門家アドバイザースタッフ
	⑤いじめ防止対策推進法等に基づく調査対応	□ 法第28条に基づく調査
	ア 法第28条に基づく調査（区条例31条） イ 法第30条に基づく区長による再調査（区条例32条）	□ 法第30条に基づく区長による再調査

（１）フェーズⅠ（未然防止） ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

（注）以下の文章中において、「学校」が主語となっている取組は、学校いじめ対策委員会が核となって、組織的に取り組むことが求められる取組である。

① いじめを防止し、いじめを生まない土壌の創出

ア いじめに関する啓発の実施

墨田区教育委員会は、教育委員会誌「いきいき」や区報、ホームページ等で法や墨田区の条例、基本方針、取組等を周知する。また、毎月10日を「すみだ いじめ防止の日」と定め、いじめに関する啓発を推進する。

学校は、学校便り等で「すみだ いじめ防止の日」を保護者や地域に広く周知するとともに、いじめ防止に関する取組を行い、保護者・地域との連携を図る。

イ 「いじめに関する授業」の実施

学校は、子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことや、いじめを行ってはならないことを自覚できるようにするため、定期的に「いじめに関する授業」を実施する。年に最低3回（4月、9月、1月）は、道徳の時間や特別活動等において、いじめに関するDVD教材等を活用して実施する。

ウ 弁護士等の外部専門家を活用した法教育の実施

学校は、社会科の授業などで、いじめと関連した法教育を実施する。いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象になり得ることなど、法的責任の観点から実社会といじめとの関係について子供に学ばせる。

墨田区教育委員会は、学校に対し、各弁護士会が実施している法教育プログラムの紹介を行う。授業を実施することを支援するため、弁護士等の派遣について、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会に協力を依頼する。

○法的責任の例

- ・同級生の腹を、繰り返し殴ったり蹴ったりした。
→ 暴行（刑法208条）、傷害（刑法204条）
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。
→ 強要（刑法223条）
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
→ 強制わいせつ（刑法176条）
- ・自転車を故意に破損させる。
→ 器物破損（刑法261条）
- ・学校に来たら危害を加えると脅す。
→ 脅迫（刑法222条）
- ・校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「気持ち悪い」、「うざい」等の悪口を書く。
→ 名誉棄損（刑法230条）、侮辱（刑法231条）

エ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組

学校は、子供たちが、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを未然防止するために自分たちができることを考え、行動できるようにする。そのために、学級内での話し合い活動を通じて、仲間といじめの未然防止のための取組に関する合意形成や自己決定ができるような機会を設ける。

オ 児童会・生徒会活動による取組

学校は、児童会・生徒会等により行われる、「いじめを見逃さない」ことを意識し、実践するための取組（「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等）を支援する。

墨田区教育委員会は、東京都教育委員会と連携して優れた実践事例を収集する。指導主事等は、学校訪問等を通じて実践事例の情報を提供するなど、学校における子供たちの取組を支援する。

カ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

学校は、子供たちの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、子供たちが、互いの人格を尊重し、思いやりの心をもって他の人と関わることができるようにする。

そのためには、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、学校として全ての子供の立場に立ち、人権教育を組織的・計画的に進める。その際、発達障害を含む障害がある子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供、東日本大震災により被災した子供等、人権上の配慮が必要な子供については、当該の子供の状況等を踏まえること。

さらに、子供たちの規範意識を育むため、教科、道徳、特別活動や組織的な生活指導を通して、決まりやルールについての理解を深め、それらを守ろうとする態度を身に付けさせる。

キ インターネット等によるいじめに関する指導

学校は、子供が、スマートフォン等からのSNS等の通信の中で、誹謗中傷などのいじめに該当する行為を行わないよう指導する。

「墨田区立中学校インターネット・SNS使用ルール宣言」や「SNS東京ルール」を踏まえて、いじめを含めたトラブルや犯罪を回避できる判断力等を身に付けさせる取組を行う。

同じ学級や同じ学年に所属する子供同士が、話し合って自分たちが守るべきルールを決めることができるようにし、そのルールを互いに守っていかうとする態度を育む指導を行う。

コンピュータを使って行う学習では、「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」を活用する。学習を通じて、いじめを受けたとき、いじめを見たり聞いたりしたとき、いじめを行ってしまったときなどに、どのように対処すればよいのかなどについて、子供たちに考えさせる。

また、保護者に対して、「SNS家庭ルール」を活用するなど、保護者と子供が話し合っ、家庭でのルールを決めることができるよう啓発を行う。

○法的責任の例

- ・「学校に来たら、危害を加える」と脅すメールを送る。
→ 脅迫（刑法第222条）
- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きを

- していた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く。
- 名誉棄損、侮辱（刑法第 230 条、231 条）
- ・携帯電話等で、性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第 7 条）、わいせつ物頒布（刑法 175 条）

② 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

ア 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

学校は、自校の実態を踏まえて、年度末に、次年度のいじめ防止のための対策について具体的に示した「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

全ての教職員が、保護者等に対して、分かりやすい言葉で、「基本方針」の概要を説明できるようにするため、年度当初の職員会議や研修において、内容を共通理解するための機会を設ける。

「基本方針」に示された取組が、全ての教職員により例外なく実践されているかについて、一人一人の取組状況に関する定期的な点検を行う。

イ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催

学校は、「学校いじめ対策委員会」のメンバーと役割を明確にする。

委員会のメンバーには、必ずスクールカウンセラーを加え、その役割を明らかにする。

委員会は、スクールカウンセラーの勤務日に合わせるなどして、定期的に会議を行う。

会議では、いじめやいじめの疑いのある事例について情報を共有したり、各事案への対応方法を協議したりする。

さらに、委員会は、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめ防止のための年間計画を定め、全教職員及び保護者等に周知する。

教職員が子供の気になる様子や子供同士のトラブル等に気付いた場合、どのような手順や方法で、この委員会に報告するかを図式化して示す。（図式化は、教職員、子供、保護者が委員会の役割を理解できるようにするためである。）

委員会は、年度終了時に、学校いじめ対策委員会の開催状況及び協議内容等について墨田区教育委員会へ報告するものとする。

ウ いじめに関する研修の実施

学校は、いじめ防止対策推進法等で示されている取組や、学級担任の果たす役割、組織的な対応等、教職員が確実に行えるようにするため、校内研修を年 3 回以上実施する。

墨田区教育委員会は、若手教員や中堅教諭等を対象とした必修研修や管理職や主幹教諭、主任教諭等の職層に応じた研修、いじめ対策担当教員を対象とした研修を実施する。

エ PDCA サイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改定

学校は、「学校いじめ防止基本方針」にある以下の項目について絶えず検証し、不備が見つかった場合は改善を図っていく。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 自校の実情に応じた実効性のある内容になっているか② 教職員がその内容を十分に理解しているか③ 共通実践が図られているか |
|---|

特に、年度末には、学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCAサイクルの中で検証し、次年度に向けて「基本方針」を改訂する。

その際、「学校いじめ防止基本方針」の取組状況を検証する視点から、年度当初等に、アンケート、個人面談、校内研修、「いじめに関する授業」、及びその他の学校独自の取組等について、適切に達成目標を設定しておく。

③ 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進

学校は、いじめ防止の取組について、保護者や地域、関係機関等の理解を得る。

連携・協力体制を築くため、年度当初の保護者会、「学校サポートチーム」の会議、地域自治会の会合等の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。

また、「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校便り」等を活用して内容を周知する。

上記の方法により、理解を促進するに当たっては、年度ごとに「学校いじめ防止基本方針」を改定する際に、保護者、地域、関係機関等の意見を反映させるなど、取組の立案に参画できる在り方を工夫する。

イ 「学校サポートチーム」会議の定期開催

全公立学校に設置されている「学校サポートチーム」は、教職員が、保護者、地域、関係機関等と連携・協力して解決を図るための組織である。

子供たちの健全育成上の諸問題を協議するため、学期の初め等、定期的に会議開催する。会議では、「学校いじめ防止基本方針」に示す取組の内容や、その進捗状況、在校する子供たちの実態、いじめ発生の状況と対応経過等について意見交換を行う。

教職員の組織である「学校いじめ対策委員会」を支援する体制を築くため、年度ごとに「学校いじめ防止基本方針」を改定する際に、外部人材で構成された「学校サポートチーム」の意見を反映させるなど、取組の立案に参画できる在り方を工夫する。

(2) フェーズⅡ（早期発見） ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

① 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進

学校は、校内研修等の機会を通して、全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階で、いじめに気付くことができるようにする。

全ての教職員は、「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、法が定義する「いじめ」に該当するという認識をもって、いじめを確実に認知する。

イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

以下の手続きを基本として、学校としていじめを認知する。

- ① 一人一人の教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。
- ② 「学校いじめ対策委員会」は、教職員から報告があった全ての事例について事実確認の方策について協議する。
- ③ 教職員は、「学校いじめ対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告する。
- ④ 「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるか否かを判断する。⇒ いじめの認知

上記の、手続きが滞りなく行われるようにするため、教職員の構成や規模等の学校の実態に応じて、学校として基本となる報告の流れ（マニュアル）を決めておく。

「学校いじめ対策委員会」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の児童・生徒の状況から、「この子供は苦痛を感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断する。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行う。その際、子供の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することが必要である。

② いじめの「見える化」～子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～

ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察

学級担任等は、さりげないコミュニケーションや観察等を通して、子供の様子の小さな変化に気付くことができるようにする。日常から子供との関わりを深め、いじめの発見につながる鋭敏な感覚を養うことを心掛けるようにする。

イ 学級担任等による定期的な個人面談

学級担任等は、年間3回程度、個人面談を実施する。

いじめを含め、子供が抱える悩みや不安などを幅広く把握するとともに、その解決方法について相談に応じる。

面談では、子供に自分のことだけでなく他の子供が困ったり悩んだりしていることを見聞きしていないかを確認する。

また、スクールカウンセラーは、効果的な面談を実施できるようにするため、教員に対し、必要に応じて、面談の在り方等について事前に指導・助言を行う。

ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の取組

学校の長期休業明けなどの時期は、「いじめ発見のチェックシート」等を活用して、重点的に子供の状況を観察する。子供たちが不安や悩みを抱えやすい時期であるとともに、長期休業日中に、いじめを含む人間関係のトラブル等が生じている可能性がある。

「学校いじめ対策委員会」は、各教員が確認した子供の状況等について情報を集約する。その中で、気になる様子が確認された子供に対しては、速やかに保護者に連絡する。

また、教職員が役割分担をし、改めて多角的に観察したり声掛けをしたりして、いじめを含め、その背景を把握する。

エ 定期的な「生活意識調査」等の実施

学校は、いじめのみならず、子供が抱える諸問題の背景等を多面的に把握するため、アンケート形式による「生活意識調査」等を定期的に実施する。

調査の工夫として、「いじめ発見のためのアンケート」、「いじめ発見チェックシート」と同時に行うことで、一層の効果を高められることに留意する。 ※生活意識調査…いじめ総合対策【第2次】上巻P.90 参照

③ 被害の子供、周囲の子供からの情報を確実に受け止める体制の構築

ア 全教職員による校内巡回等を通じた子供の観察

学校全体で、いじめの早期発見を目指すため、教職員が輪番制などにより、校門や玄関で、登下校時に子供たちへの挨拶を行う。子供の様子をきめ細かに観察することで、子供たちが、教職員全員で自分たちを見守っていることを実感できるようにする。

また、休み時間の巡回当番表等を作成するなど、教職員が、毎日校舎内外を巡回し、いじめ等の行為が行われていないかを確認したり、子供たちに声掛けをしたりする。

イ 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築

一人一人の教職員は、自分が担当する学級・学年等にかかわらず、子供の様子で気になることを聞きしたら、どんな小さな事例でもその日のうちに「学校いじめ対策委員会」に報告する。

そのため、学校ごとに、報告・連絡の具体的な手順や方法（気になる度合い別に色分けした付箋等に手書きし、職員室の掲示板に貼っておくなど）を定める。その方法を「学校いじめ防止基本方針」に明記するとともに、チャート図等にして掲示するなどし、全教職員の共通理解を徹底させる。

校内研修を通して、全ての教職員が、以下のような個人的な判断が、重篤な状況につながるおそれがあることを十分に理解させる。

- ・「仲良し同士の遊びの延長のようにも見えるから、もう少し様子を見よう。」
- ・「この程度は、子供たちの日常によくあることだから、報告するには及ばない。」
- ・「これから出張だから、週明けに報告しよう。」など

なお、教職員がいじめに関する情報を抱え込み、「学校いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることに留意する。

ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底

学校は、観察等により確認された子供の気になる様子について、いじめの行為の有無にかかわらず、教職員間で、円滑に情報を共有できるようにする。

情報は、電子データや紙によるファイリング等、適切な方法で記録する。

保管された記録から、今後の対応を検討し、保護者等に対して、正確に対応経過等を伝えるようにする。

エ 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知

全ての教職員は、スクールカウンセラーからの助言等を通して、教育相談の技能を身に付

け、子供の悩みや不安に対して、適切に相談に応じられるようにする。

学校は、子供や保護者に、いつでも全ての教職員が適切に相談に応じられることを繰り返し伝える。

また、子供たちには、スクールカウンセラーへの相談申込みの方法を、周知・徹底する。上記の相談内容については、秘密が守られていることを伝える。

特に、思春期の子供にあっては、相談したことを他の子供には知られたくないという気持ちが強いことを考慮し、日頃から「教職員への相談については秘密を守る」ことを明確にする。

オ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存

学校は、いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料の一つとするため、年間3回以上、子供を対象にいじめ発見のためのアンケートを実施する。

当該アンケートの保存期間は、実施年度の末から3年間とする。

カ スクールカウンセラーによる全員面接

学校は、子供が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、年度当初に小学校第5学年、中学校第1学年を対象として、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。（統計上いじめの認知件数が増加傾向にある学年を対象としている。）

キ 学校いじめ相談メール等の実施

学校は、子供が学校にいじめの相談をしやすくするため、各学校において「学校いじめ相談メール」の実施や「いじめ相談目安箱」を設置する。

墨田区教育委員会は、休日・夜間を含め、いじめの相談がいつでも可能となっている、24時間いじめ相談窓口（電話相談）について、広く周知し、活用を図る。

また、東京都教育委員会が実施している、「学校いじめ相談メール」等の活用についても周知を図る。

ク 東京都教育委員会作成のいじめ防止カードの活用

学校は、いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用する。子供たちが日頃からいじめの早期発見につながるような行動を主体的にとれるよう、朝礼や学級活動などの様々な機会を通じ、子供たちに働き掛ける。

④ 保護者、地域との連携

ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施

学校は、保護者が、いじめを含む子供の問題等について、学級担任をはじめとする様々な教職員に対して、いつでも誰にでも相談することができるよう、学校教育相談の体制を整備する。保護者に対しては、その旨の周知を確実に行う。

また、計画的に学級担任等による保護者面談や家庭訪問等を実施する。
教職員は、子供が抱えるいじめや他の問題に対して、保護者との緊密な連携の下に解消を図っていくことができるよう互いの信頼関係を構築する。

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者面談の実施

学校は、年度当初の保護者会等の機会に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の教員以外の人材への相談方法等について周知する。

心理や福祉の専門家としての役割を伝えるなどして、いじめを含む子供の問題に関する保護者からの相談に応じることを伝える。

そのほか、家庭を訪問するなどの環境改善を働き掛けたりする体制を整備する。

ウ 児童館、学童クラブ、放課後子ども教室等との連携

教職員は、年度初めに、児童館、学童クラブ、放課後子ども教室等に訪問し、「学校いじめ防止基本方針」の内容を当該施設職員に説明し、共通理解を図る。また、放課後における子供の様子を把握するため、日常的に当該施設へ連絡し、情報収集する。

また、当該施設でいじめを認知した（疑いを含む）場合には、直ちに学校へ連絡するよう周知しておく。

(3) フェーズⅢ（早期対応） ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

① 学校いじめ対策委員会を核とした対応

ア 教職員から報告を受けての対応方針の決定

教職員から報告を受けて「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対しては、この対策委員会が具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定する。

「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況を多面的に検証しながら協議を行い、対応方針を決定する。その際、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度や、加害の子供が行ったいじめの行為の重大性等を考慮する。

教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。

なお、行為の軽重や緊急性によっては、学級担任等がその場で対応したり、直接校長の指示の下に対応したりすることも想定される。その場合は、必ず事後に「学校いじめ対策委員会」に報告する。

また、いじめは、在籍する学校が異なる子供の間でも学校間起こることも考えられる。その場合は、被害者側の学校においては、「学校いじめ対策委員会」を開催する。委員会では、具体的な対応方針を協議し、校長が決定する。決定した事項等を、学校間で連絡・調整を行う場合は、双方の校長又は副校長が行う。また、必要に応じ、被害者側の校長は、教育委員会と連携して、被害者側の「学校いじめ対策委員会」に加害者側の校長や副校長等の参加を要請することができる。

イ 対応記録のファイリング

いじめ問題の対応経過については、全ての事例について、「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で保管する。

被害の子供や加害の子供の保護者等に、学校としての対応経過を正確に説明できるようにする。その際の記録は、「いつ、どこで、だれが、誰に対して、どのように対応したか、子供はどのように話したか」など、いわゆる5W1Hが明確になるような様式を定める。

転入生については、前籍校でのいじめの情報を把握し、記録ファイルを作成する。転出者

についても、いじめの加害・被害の状況を転出先の学校に連絡する。特に、小学校でのいじめが中学校で継続することもあるため、入学前に小・中学校間の連絡会を開催し、情報を共有する。

ウ 解消の確認

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした」、「謝罪が済んだ」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして被害の子供への対応を終えてしまうことがあってはならない。また、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行ってはいけない。いじめの解消については、少なくとも、以下に示す2つの条件が満たされていなければならない。さらに、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、墨田区教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、いじめが解消したと判断した場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害の子供や加害の子供を注意深く観察するなど、対応を継続する。

② 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

ア 被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

学校は、被害の子供の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。例えば、授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声掛けや、朝会等を利用した被害の子供の情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。

また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害の子供やその保護者のケアまたは相談援助を行う。

イ 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等

学校は、加害の子供を特定した上で、いじめを止めさせ、再発を防止するため、個々の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ、加害の子供の保護者にもいじめをやめさせるよう指導を行う。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラー等を活用して、加害の子供への指導の充実を図る。

なお、加害の子供の保護者が、自分の子供の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携の下、加害の子供の保護者への助言等を行う。

ウ 勇気をもっていじめを伝えた子供及びその他の子供の安全の確保

学校は、勇気をもって教員等にいじめを伝えた子供を守り通すことを宣言する。教員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付き添いや積極的な声掛けなどを通じて、いじめを伝えた子供の安全（情報に関する安全も含む）を確保するための取組を徹底して行う。その際、保護者とも緊密な連携を図る。また、いじめに直接関わっていないその他の子供についても学級指導等を通じて継続的に指導していく。

エ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応

被害の子供の保護者と加害の子供の保護者の認識にずれが生じ、事態がこじれてしまうことがある。これを避けるため、学校は、子供への対応に先立ち、双方の保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明する。また組織的に対応していくことについて理解を得る。

また、加害の子供や保護者が、被害の子供や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような一面的な対応をしてはならない。可能な限り、学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員等により組織的に対応する。その際、双方の保護者が、互いの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定する。

さらに、学校は、対応や指導の経過等を双方の保護者に対し、随時、丁寧に報告し、学校の動きが伝わるようにすることが重要である。

③ 保護者、地域との連携

ア いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営連絡協議会、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼

いじめ問題の解決に向けて、保護者との連携・協力体制を築くため、早期にいじめ対策保護者会を開催し、可能な限り、学級等のいじめの現状を説明する。また、いじめの重篤化を防止するため、学級や学年の子供が保護者との話し合いを通して、いじめを自分たちの問題として受け止めることができるように依頼する。

PTA役員や地域住民等が被害・加害の子供の保護者に働き掛けることが効果的な場合には、PTA役員を招集したり、学校運営連絡協議会を開催したりして、協力を依頼する。

さらに、被害の子供や加害の子供に対して、専門的な支援や指導が必要な場合は、速やかに「学校サポートチーム」の臨時会議を開催し、対応策を協議する。会議の運営に当たっては、個々の子供に対して、どの機関がどのように支援したり指導したりしていくか、具体的な方策を決定できるようにする。

イ 地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

学校は、地域の大人による子供の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用する。被害の子供のみならず、周囲の子供も、多くの大人に見守られていることを実感できるようにする。

ウ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等関係機関との連携・協力

学校は、暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等関係機関と情報を共有し、対応策を協議する。

エ インターネット等によるいじめへの対応

学校では、原則スマートフォン等を持ち込むことは禁止となっている。したがって、子供は、一般的に家庭や地域において、SNS、インターネット等を利用していることが考えられる。

このことから、保護者や地域住民は、子供からの訴えなどから、インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることを確認した場合は、速やかに学校へ通報する。通報等を受けた学校は、事実関係を確認し、書き込みを行った子供に対して直ちに指導を行う。その際、誹謗中傷された子供が、その事実に気付いているか否かにかかわらず、被害の子供の保護者と連携して、通信の手段に応じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。

同時に、被害の子供の心のケアを行うとともに、子供の意向を踏まえた上で、保護者と十分に連携しながら、加害の子供との関わりの修復等を支援する。

特に、SNSを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合は、グループの子供全員に対して、不適切な通信内容について指導する。また、被害の子供の精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。

④ 墨田区教育委員会・関係機関との連携

ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

いじめ防止対策推進法及び墨田区いじめ防止対策推進条例では、学校は、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実を確認するとともに、その結果を墨田区教育委員会が定めた様式や方法に従い、迅速に報告することが義務付けられている。

学校は、どのような軽微ないじめも見逃さずに認知し、対応する。さらに、必要に応じて、墨田区教育委員会に支援を求めることができるよう、適切に報告する。

イ 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援

学校は、被害の子供の受けた心身の苦痛の状況、加害の子供の行為の重大性、いじめに至ったと思われる背景、それぞれの保護者の認識等、状況を見極め、墨田区教育委員会に助言を求める。また、必要に応じて、心理職、スクールソーシャルワーカー等福祉分野の専門家、弁護士、指導主事等の派遣による支援を要請する等、いじめの被害が深刻化することを防止する。

墨田区教育委員会は、重大性、緊急性に応じ、学校に対し、積極的に人材の派遣等について指導・助言を行う。

(4) フェーズⅣ（重大事態への対処）

～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～

① 重大事態発生の判断

ア 教職員による重大事態の定義の確実な理解

年間3回以上実施するいじめに関する校内研修を実施する。

そのうち、1回以上、全教職員で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、その定義の解釈をしている「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。

法第28条第1項の第1号に規定する「心身又は財産への重大な被害」については、下記に示す事例を参考にする。その際、いじめの行為に係る外形力の大きさや重大性の程度のみ

に依拠しない。いじめの行為を受けたことにより生じた被害の子供の具体的状況に加えて、精神的苦痛の大きさ（不登校の状況を含む。）踏まえ、適切に判断する。

同第二号に規定するいわゆる「不登校重大事態」については、少しでもいじめが疑われる状況があって不登校に至った場合は、ほかの要因に関係なく、重大事態の発生と捉えることが必要である。

また、子供や保護者から申立てがあった場合は、必ず重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たることを、共通理解しておく。

調査の結果、いじめに該当する行為が確認されないこともあり得る。しかし、組織的な調査をしないうちから、「いじめではない」「いじめが原因ではない」などの結論を出すことは絶対にあってはならない。

イ 墨田区教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断

重大事態に係る対処は、墨田区教育委員会と学校の密接な連携・協力の下に行う必要がある。このことから、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷う時などは、墨田区教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。

その際、校長は、これまで確認されている事実経過等の詳細について、墨田区教育委員会に情報を提供する。

ウ 重大事態発生の報告

重大事態の発生が確認された場合、学校は、いじめ防止対策推進法第30条第1項の規定に基づき電話等で直ちに墨田区教育委員会に重大事態の発生を報告する。

その上で、数日以内に改めて文書にて墨田区教育委員会に重大事態発生の経緯を報告する（この時点では、いじめの有無等について確認できていなくてもよい。）。

この報告書の作成に当たっては、墨田区教育委員会が示した様式に従って作成するものとする。その際、いわゆる5W1Hを明確にして事実のみを簡潔に記載する。報告書には、推測や主観を記載しない。

なお、当該文書を受理した墨田区教育委員会は、この文書等により、墨田区教育委員会会議において、重大事態の発生状況等を確認する。また、会議終了後、速やかに、当該文書の写しを添付した文書を、墨田区長に提出し、重大事態の発生を報告する。

② 被害の子供の保護・相談援助

ア 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

被害の子供が二度といじめを受けることのないよう、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。

校長は、墨田区教育委員会の助言を得ながら、子供の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安解消のために、組織的な支援を行う。

学校の指導により、加害の子供によるいじめの行為は行われなくなったとしても、被害の子供の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは継続的な支援を続ける。

イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明

重大事態の調査を行ったときは、教育委員会及び学校は、墨田区いじめ防止対策推進条例

に基づき、被害の子供及びその保護者に調査の結果等の情報を適切に提供することが規定されている。学校は、この結果等の情報提供に加えて、当該の子供が安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策について、保護者に説明したり意見を聴取したりして、理解を得る。なお、支援等の結果改善された点や新たに取る方策など、被害の子供及びその保護者へ定期的に状況を報告することが不可欠である。

ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援

子供が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。

財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて、学校又は教育委員会と加害の子供及びその保護者が十分に協議し、適切にその回復がなされるよう努める。

精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

エ 適応指導教室への通級等の実施

学校は、いじめが原因で不登校になっている被害の子供を適応指導教室に通級させるほか、被害の子供の状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を実施する。

③ 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

ア 保護者への説明や協力関係の構築

加害の子供に対する指導や構成に向けての支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、学校としての指導や対応の方針を事前に説明し、理解を得る。

また、被害の保護者と加害の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりすることなどが想定される場合がある。そのような状況を発見したときは、校長は、墨田区教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるよう調整を図る。

また、加害の子供の保護者が子育てに悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じるなどして、学校と保護者の信頼関係の構築に努める。

イ 教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による更生への支援

加害の子供の行為の背景には、例えば加害の子供が過去に深刻ないじめを受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もある。このことを踏まえ、必要に応じて、教職員やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが面接等を通して、更生のための支援を行う。

ウ 別室での学習の実施

学校は、被害の子供が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害の子供について、被害の子供が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。

エ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援

加害の子供の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場

合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。

また、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害の子供に対して、今後も生命、身体、財産の被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。

その他、加害の子供の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、更生への支援を行う。

オ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

加害の子供への指導を継続的に行っているにもかかわらず、被害の子供や周囲の子供の学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長は教育委員会と協議し、書面により加害の保護者に対し、注意を加える。

また、墨田区教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを続ける場合は、加害の子供の保護者に対して出席停止を命ずるなど、被害の子供や周囲の子供が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。

なお、こうした措置を講ずる場合には、被害の子供の学習環境の確保と加害の子供の更生への支援の両面から、必要最低限の措置で効果を上げられるよう、計画的に実施する必要がある。特に、加害の子供の学習権が保障されるよう、家庭の状況等を含めた当該の子供の実態を考慮して、適切な指導や支援を行う。

④ 保護者、地域等との連携

ア いじめ対策緊急保護者会の開催

学校は、積極的に説明責任を果たす必要があること、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要がある。このことから、墨田区教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

イ 保護者、PTA、「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決

学校は、以下状況が発生した場合は、墨田区教育委員会との連携の下に、いじめ対策緊急保護者会等を開催する。会議では、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状についての的確に説明する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 加害の子供が集団で暴行を加えたなど、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合② 被害の子供が生命に関わる事態に至った場合③ 報道される状況が発生した場合④ その他いじめ対策緊急保護者会の開催が必要な場合 |
|---|

また、必要に応じて、問題の解決や事態の收拾のため、保護者やPTA役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協働体制を確立する。

前記のような状況が発生した場合は、併せて「学校サポートチーム」の緊急会議を招集し、地域社会が一体となって、問題の解決に当たる体制を確立する。

ウ 民生・児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく子供たちを見守る必要がある。このため、学校は、民生・

児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での子供の見守り、巡回を依頼する。

エ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決

いじめ問題に関して、まず学校は、「いじめ対策委員会」及び外部専門家で構成された「学校サポートチーム」で協議し、解決を図る。その間、墨田区教育委員会には、事態の報告を逐次行うとともに、同教育委員会より必要な支援を受ける。前記の対策を講じても問題の解決が図れない場合には、墨田区教育委員会を通して、東京都教育相談センターが組織する「いじめ等の問題解決支援チーム」の訪問を依頼する。校長及び教育委員会は、複数の専門家から、問題の解決に向けた助言を受ける。

そのほか、子供の精神的動揺が想定される緊急事態等が発生した場合には、同センターに対して、心理職である「専門家アドバイザースタッフ」の派遣を要請する。状況に応じ、必要な子供に対して心のケアを行い、二次被害等の発生を防止する。

⑤ いじめ防止対策推進法等に基づく調査対応

ア 法第 28 条に基づく調査（区条例 31 条）

学校は、重大事態が発生した場合には、墨田区教育委員会を通じて、その旨を区長に報告しなければならない。その事実関係に係わる調査は、墨田区いじめ防止対策推進条例の規定により、「墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会」（以下、「専門委員会」という。）が行う。専門委員会が、当該調査を行ったときは、墨田区教育委員会及び当該校は、当該調査に係るいじめを受けた子供及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の情報を適切に提供する。専門委員会は、調査結果を墨田区教育委員会に報告する。報告を受けた、墨田区教育委員会は、その旨を区長に報告する。

イ 法第 30 条に基づく区長による再調査（区条例 32 条）

区長は、墨田区教育委員会から受けた「重大事態」の調査結果の報告について、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めたときは、重大事態調査について調査（以下、「重大事態区長調査」という。）を行う。重大事態区長調査は、「墨田区いじめ問題調査委員会」（以下、「調査委員会」）が行う。調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者で、専門委員会の委員以外の者で組織する。区長は、重大事態区長調査を行うに当たってはその旨を、当該調査が終了したときにはその結果を区議会に報告する。また、区長は、重大事態区長調査に当たって、いじめを受けた子供等及びその保護者に対し、当該調査の結果等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

区長及び墨田区教育委員会は、重大事態区長調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

3

学校いじめ対策委員会を核とした対応

(1) 委員会の主な役割

< 学校いじめ対策委員会 > ☐ 法第 22 条に基づき学校に設置される組織（全校設置） ☐ 校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC、学校医、その他校長が必要と認める者（保護者、部活顧問等）から構成 ☐ 学校いじめ防止基本方針の策定、同方針を踏まえた年間活動計画の策定 法第 22 条	
未然防止	○ 学校いじめ防止基本方針の策定〔法第 13 条〕 ○ いじめ問題に関する年間活動計画の作成、実行 ○ いじめに関する校内研修の計画、実施 ○ 弁護士等を活用した法教育の実施 ○ 「いじめに関する授業」の実施、児童会・生徒会等による取組への支援 ○ 学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催 ○ 学校評価による検証と基本方針の見直し
早期発見	○ スクールカウンセラーによる全員面接や相談メール等の状況の把握 ○ 「生活意識調査」や「いじめ実態調査」の実施によるいじめに係る情報の収集 ○ ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有 ○ 「いじめ発見のチェックシート」の集約・分析 ○ 学校便りや保護者会を通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有
早期対応	○ 速やかな対応策の検討、実施 ○ 加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等 ○ 被害の子供やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア ○ 学校サポートチームを通じた警察等との情報共有 ○ いじめ対策保護者会の開催を通じた、保護者との情報共有など ○ 地域人材を活用した登下校時の見守り ○ スクールソーシャルワーカーを活用した相談援助（加害・被害の子供や保護者）
重大事態への対処	○ 墨田区教育委員会への報告と連携 ○ 被害の子供に対する複数の教員による保護や情報共有の徹底 ○ 被害の子供への緊急避難措置の検討、実施 ○ 加害の子供への懲戒や出席停止の検討 ○ 警察への相談・通報や児童相談所等との連携 ○ いじめ対策緊急保護者会の開催 ○ 法第 28 条に基づく調査を実施するため墨田区教育委員会が設置する組織との連携・協力
墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会> ☐ 法第 28 条に基づき墨田区教育委員会が設置する組織 ☐ 弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者（当該いじめ事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者） ☐ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 法第 28 条	

(2) 主な取組例と役割分担例

- いじめ問題の対応に当たっては、全ての教員がそれぞれの役割と責任に応じて主体的に関わり、連携協力することが大切である。
- 学級担任は、全ての段階の各取組について、学級経営の責任者であるという立場の重要性をしっかりと認識し、積極的で能動的な対応を行う。
- 管理職は、全ての取組における最終的な責任者であり、それぞれの取組が円滑に行われるようマネジメントする立場にあることをしっかりと認識し、取組状況の把握や的確な指示・助言を行う。
- 学校いじめ対策委員会は、いじめ問題への対応について中核的な役割を担うものであるが、以下ではそれぞれの取組に応じて、委員会において中心的な役割を果たす者と活動内容を具体的に例示した。

	主な取組例	学校いじめ対策委員会において 中心的な役割を果たす者
未然防止	○ いじめに関する校内研修の計画、実施 ○ 「いじめに関する授業」の実施 ○ 学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催	生活指導主任、いじめ対策担当 (研修計画の立案・策定) 生活指導主任、学年主任 (指導計画の立案・策定) 生活指導主任、いじめ対策担当 (連絡会議の計画・運営)
早期発見	○ スクールカウンセラーによる全員面接 ○ 「いじめ実態調査」の実施・分析・活用 ○ 学校便りや保護者会の積極的な活用	教育相談担当教員 スクールカウンセラー (面接の計画・実施) 生活指導主任、いじめ対策担当 (調査結果の確認・分析) 教務主任、学年主任 (保護者会の開催計画の立案・策定)
早期対応	○ 被害の子供・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア等 ○ 加害の子供・保護者に対する組織的・継続的な観察、指導等及びスクールソーシャルワーカーを活用した相談援助等 ○ 地域人材を活用した登下校時の見守り	学年主任・養護教諭 スクールカウンセラーなど 生活指導主任・学年主任 スクールソーシャルワーカーなど 副校長、生活指導主任 (地域協力者との連絡調整)
重大事態への対応	○ 被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護 ○ 警察への相談・通報 ○ いじめ対策緊急保護者会の開催	学年主任、部活動顧問、養護教諭等 生活指導主任 (警察との連絡窓口) 副校長、教務主任、生活指導主任 (緊急保護者会の開催・運営)

4

「いじめを鋭く見抜き、声を上げられる学校づくり」につながる取組

問題意識

- ◆ いじめについては、「いじめを見たり、聞いたりした時、どうしましたか」との質問に対し、「何もしなかった」と回答する子供が多いとの調査結果が示されている。
(※「何もしなかった」48.9%)
- ◆ また、「いじめを見ている理由」についての質問に対し、「関わりをもちたくないから」「自分がいじめられたくないから」との理由を挙げている子供が多くの割合を占めているとの調査結果が示されている。
(※「関わりをもちたくないから」85.3%、「自分がいじめられたくないから」80.8%)
- ◆ こうした調査結果を受け、子供が「いじめについて大人に伝えても守ってもらえる」と思える学校づくりを行うことは、極めて重要な取組であるといえる。このため、被害の子供・周囲の子供の安全確保や、いじめは生命や心身に関わる人権問題であることを繰り返し伝え、考えさせることを通じ、周囲の子供が勇気をもっていじめを伝えるように促していく。

※調査結果は、【参考1】「いじめに問題に関する研究」東京都教職員研修センターより引用

東京都教育委員会は、

墨田区教育委員会や学校と連携して子供たちの意識を変え、子供が声を上げられるよう、以下のような取組を実施する。

- いじめに係る研修や「いじめに関する授業」のためのプログラムの開発・活用を行う。
- いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を作成・配布する。
- 「いじめ防止カード」等を活用し、著名人（オリンピック等）と一体となって子供たちへの啓発を行う。 など

墨田区教育委員会は、

学校の取組を支援するため、以下のような取組を実施する。

- 都教委の研修プログラムを踏まえて、若手教員から管理職の職層ごとの研修を実施する。
- 事案に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等を学校に派遣する。
- 都教委作成の「いじめ防止カード」等を用いた啓発活動への連携・協力を行う。 など

学校は、

「いじめを鋭く見抜き、声を上げられる学校づくり」に向けて、以下のような取組を全力で実施する。

- 日常的教育活動を通じた子供への健全育成により、いじめを生まない学級づくり、人間関係づくりを推進する。
- 周囲の子供が勇気をもっていじめを伝えるようにするために、「いじめを見たら伝えなさい」と一方的に指導するだけでなく、子供が「いじめについて大人に伝えても守ってもらえる」と思えるよう、学校は、保護者や地域の協力も得ながら、子供の安全を確保する。
- 日常的な観察、面接や調査等により、子供の実態を早期に把握する。
- いじめに関する授業等を通じ、いじめは生命や心身に関わる重大な問題であることを繰り返し伝え考えさせるとともに、子供たちの主体的な取組の支援を通じ、子供の「いじめを見て見ぬふりしない」意識を醸成する。

- いじめから子供を守り通す取組
 - ・登下校時の付き添いなどによる周囲の子供の安全の確保
 - ・地域人材や関係機関を活用した子供の見守り
 - ・保護者会の開催やPTAの活用など

- 早期の実態把握に係る取組
 - ・スクールカウンセラーによる全員面接の実施
 - ・「生活意識調査」や「いじめ実態調査」の実施
 - ・「いじめ実態調査」等を通じて把握した情報の共有を徹底
 - ・定期的な個人面談の実施 など

- 子供の意識を醸成する取組
 - ・「いじめに関する授業」の実施
 - ・「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等児童会・生徒会等による主体的な取組の支援
 - ・「いじめ防止カード」の活用など



【墨田区 教職員用】

いじめ対応マニュアル

～ 子供の心に寄り添う気持ちを大切に ～



「いじめ」は、子供一人で解決できる問題ではありません。

「いじめかな？」と少しでも感じたら、すぐに対応しましょう。

平成30年3月
墨田区教育委員会

教職員の皆様へ

平成 25 年にいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号）「以下「法」という。」が制定され、いじめの定義やいじめへの対処等が明確にされました。しかし、法の制定から 3 年が経過したにもかかわらず、いじめを原因とした痛ましい事件が後を絶ちません。このことから、平成 29 年にいじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）「以下「国の基本方針」という。」が改定され、いじめの定義の解釈が広がるとともに、いじめの対処等に関する考え方等についても大きく変更されました。

本区においては、墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会（学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者のうちから、教育委員会が任命する委員をもって構成するいじめの防止等のための対策を実効的に行う組織。以下「専門委員会」という。）からの答申を受け、平成 26 年に策定した墨田区教育委員会いじめ防止プログラムの改定に加え、いじめへの対応例等を分かりやすくまとめた、教職員用のいじめ対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成しました。特に、このマニュアルは、専門委員会の発案により、全ての教職員がいじめ問題に対する見識を深めることが重要であるとの認識の下、それぞれの専門的立場から長期に渡る議論を踏まえ、分かりやすく、かつ改定内容もほぼ網羅されたものに仕上げられています。

いじめにかかる問題は、教職員一人がいじめ問題を抱え込まず、学校全体で組織的に対処していくことが重要です。

いじめは、マニュアルどおり対応すれば解決できる問題ではありません。教職員一人一人が、情報に対するアンテナを鋭敏にすること、迅速に組織で対応することが重要です。

このマニュアルを足掛かりとして、いじめ問題に向き合い、墨田区いじめ防止基本方針、墨田区教育委員会いじめ防止プログラムへの理解を深めるとともに、全ての子供がいじめにより健やかな成長が妨げられないことがないよう、いじめの防止対策等に努めてください。

平成 30 年 3 月
墨田区教育委員会

<目次>

はじめに

1 「いじめ」とは？（「いじめの定義」について）	3
2 いじめの認識のズレ、知っていますか？	4
3 「けんか」なの？「いじめ」なの？どっちかな？	5
4 「好意で行った言動等」でいじめとなった場合の注意点	6
5 未然防止・早期発見対策（コミュニケーションを大切に）	7
6 「いじめ」を深刻化させないために	8
7 「重大事態」への適切な対処に向けて	9
8 いじめの「解消」について	10
9 墨田区版 OK・NG集	11
10 墨田区版 いじめフローチャート（個人対応用）	12
11 墨田区版 いじめフローチャート（組織対応用）	13

おわりに

1 「いじめ」とは？（「いじめの定義」について）



いじめ防止対策推進法では、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とされています。

【ポイント】

いじめられている側が、「いじめられている」と感じた時点で、それは「いじめ」の問題として扱うべき事案となります。

また、起こった場所は学校の内外を問いません。

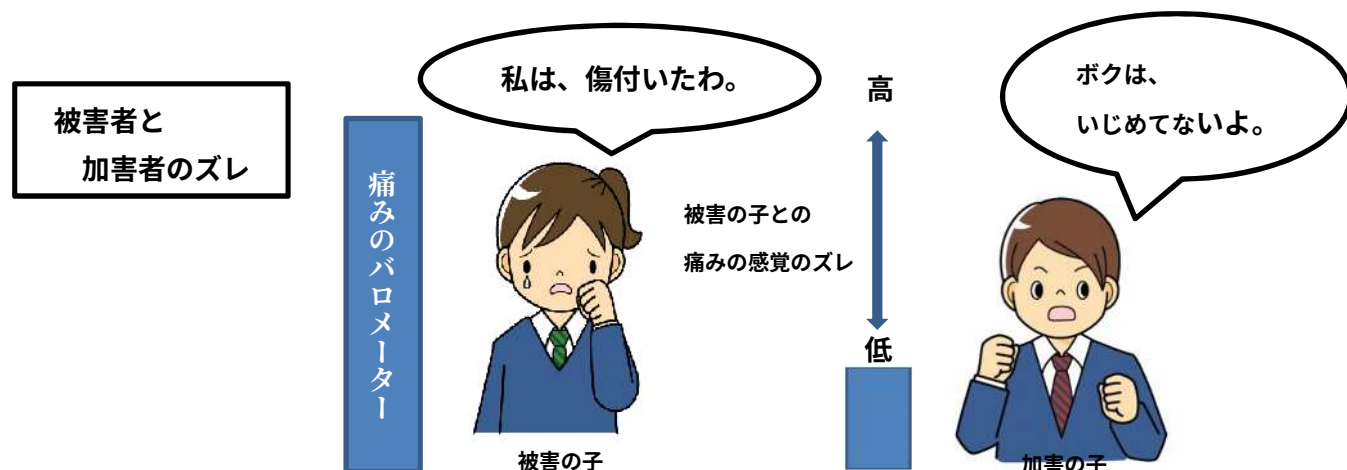
★ いじめを見逃さないようにするには…

「いじめ」は早期発見に努めることが大切です。普段から子供たちとのコミュニケーションを深め、「サイン」を見逃さないように心掛ける必要があります。

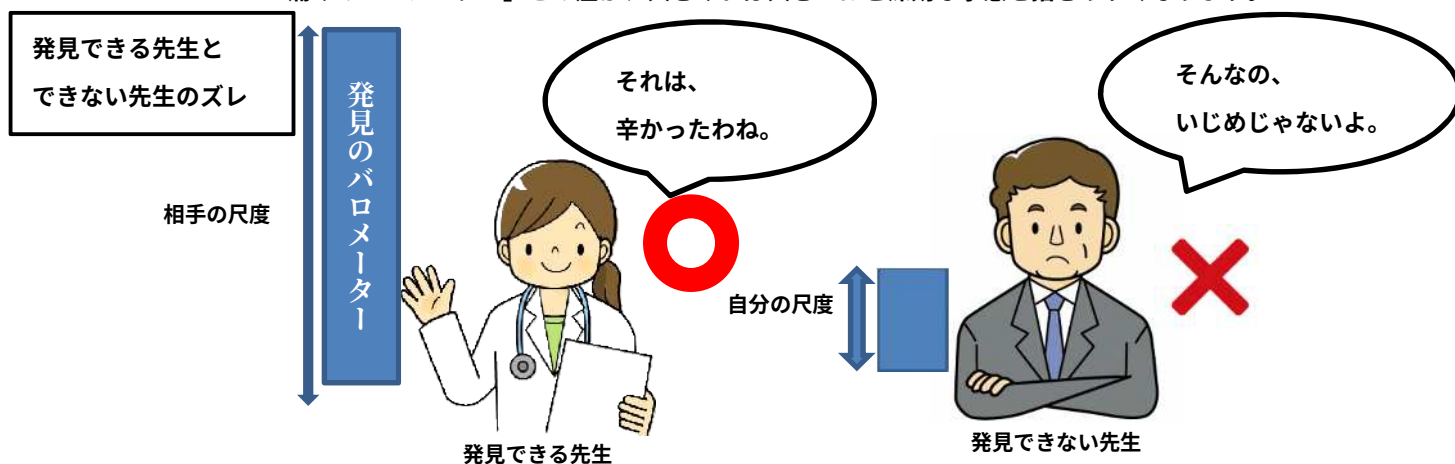


イラスト「法務省ホームページ」より

2 いじめの認識のズレ、知っていますか？

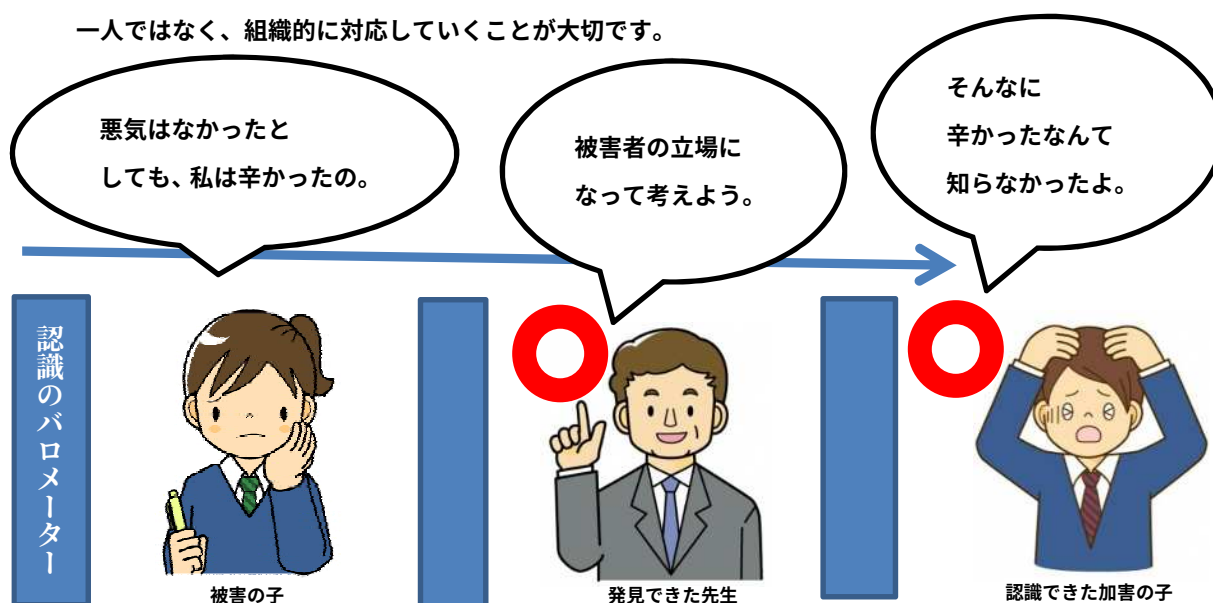


「加害の子」は、「大したことではない」と、思っているケースが多く、被害の子が感じる「痛みのバロメーター」との差が、大きければ大きいほど深刻な事態を招きやすくなります。



「いじめ」を見逃してしまう大きな要因は、先生の発見のバロメーターが低く、被害の子の痛みを、自分の尺度で「いじめではない!」と決めつけてしまうことにあります。

また、発見できた先生の中には、いじめの事実を一人で抱え込んでしまう傾向があることにも注意が必要です。一人ではなく、組織的に対応していくことが大切です。



「いじめの認識」にズレがあると「初期の対応」が遅れ、深刻な事態を招いたり、大きなトラブルに発展したりするおそれがあります。被害者の立場に立ち、「いじめの認識」のズレを小さくしていくことが、いじめ問題の解決のカギとなります。

3 「けんか」なの？「いじめ」なの？どっちかな？



「ふざけあってるの？」、「いじめてるの？」、「けんかかな？」、「いじめなのかな？」

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、注意深く背景を調べてみると、いじめにつながる危険性があることがあります。このような場合にも、きちんと背景を調査した上で、その行為がいじめに該当するか否かを判断していくことが重要になります。

文部科学省は、平成29年に「いじめの定義」について解釈を大きく広げました。

【ポイント】

一見して、いじめに該当しないと思われる「けんか」や「ふざけ合い」でも、いじめの可能性もあるかもしれないので、管理職または担当教職員に必ず報告するとともに、背景にある事情を調査し、組織的に対応していきましょう。

4 「好意で行った言動等」でいじめとなった場合の注意点

「好意で行った言動等」でいじめとなる場合もあります。

そのようなケースでは、加害側とされる子供等を安易に「加害者」と呼ぶことや「加害者」として指導してはいけないケースがあります。



「好意で行った言動等」でいじめとなったケースでは、加害側の子供等に対し、その全てが厳しい指導を要する場合とは限りません。根気よく長期的な展望をもちながら丁寧な指導をしていく必要がある場合がありますので注意しましょう。

「柔軟な対応」の判断は、教員個人ではなく学校として判断し、組織的に対処していく必要があります。

※ 被害の保護者・子供等にも丁寧に説明し理解を求めましょう。

【アドバイス】

例えば、あえて「加害者」とは呼ばずに、「関係者」、「当事者」等、異なる呼称を用いることも、大事な加害の子供等の支援となる場合があります。



好意から行った行為が意図せずに相手側の児童等に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義する「いじめ」に該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策委員会へ情報共有することは必要となることに注意する。

5 未然防止・早期発見対策（コミュニケーションを大切に）

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より（平成29年3月 文部科学省）

いじめを未然防止・早期発見するためには、全ての教職員が、主体的に学校いじめ対策委員会に参画する意識をもち、互いにコミュニケーションを図っていくことが重要です。

気になった情報は、些細なことでも互いに共有し、情報を一人だけで抱え込まず、常に先輩教員や学年主任等と相談しながら、いじめの「未然防止・早期発見対策」を講じていきましょう。

＜教職員間での共通の理解・認識＞

最近、あなたのクラスの
A君が笑わなくなったし、
何か考え込んでる感じよ。



よし、みんなで
注視していこう。

あら、そうなの？
今日から気を付けるわ。
ありがとう。

【ポイント】

一人で抱え込まず、気付いたこと、分かっている情報を、教職員間で「共通認識」することが、いじめ防止・早期発見に有効な役割を果たします。

そんなこと
放っておけよ。
日常茶飯事だろ。

教員は勉強だけ教
えればいいんだよ。

そもそも、君は
いじめの担当じゃ
ないだろ。



墨田先生、
B君のことで
気になること
が・・・。

「いじめ」はどの学校、どの子供にも起こります。

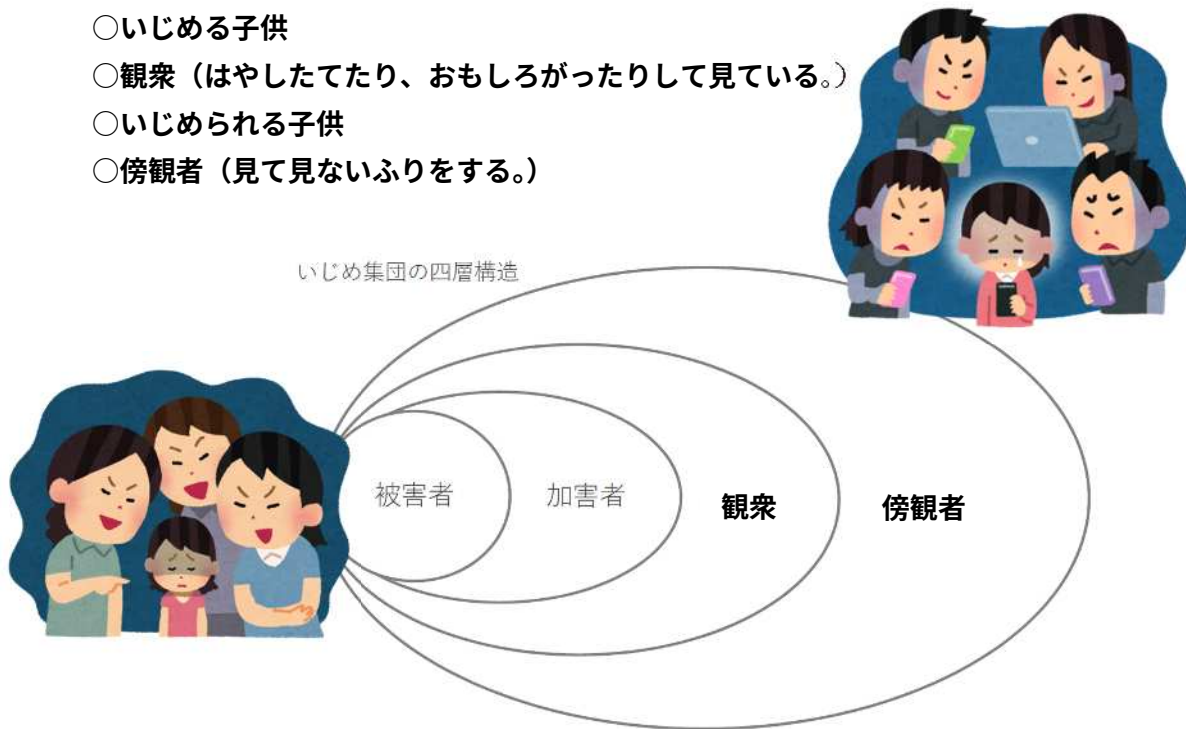
些細な情報でも共有し、深刻ないじめに発展

させぬよう、取り組みましょう。

6 「いじめ」を深刻化させないために

いじめの構造（いじめ集団の四層構造）

- いじめる子供
- 観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている。）
- いじめられる子供
- 傍観者（見て見ないふりをする。）



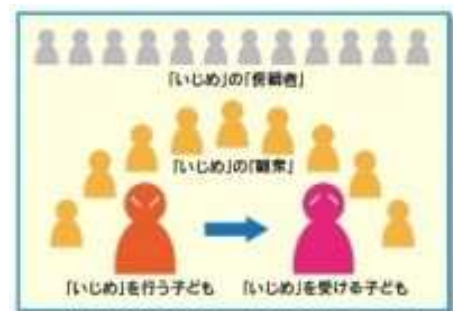
【ポイント】

「いじめ」を発見したときは、「被害者」、「加害者」だけでなく、加害・被害の子供以外の子供への目配りが必要です。

いじめが深刻化するケースでは、「観衆」「傍観者」の存在が大きく関係しているといわれています。

「観衆」、「傍観者」が多ければ多いほど、いじめという力の乱用に対する服従の構造を広げ、それが集団圧力となって「止めに入る子」をためらわせます。

日頃から、子供たちへ「いじめ」を見つけたら「はやしたてる」、「見て見ないふり」をするのではなく、仲裁に入るか、すぐに教員へ相談することを伝えていきましょう。



いじめの持続や拡大には、いじめる子供といじめられる子供以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる子供が大きく影響している。

「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。（文科省ホームページ「いじめへの対応のヒント」より）

7 「重大事態」への適切な対応に向けて

いじめが発生した場合において、学校及び教職員は、「重大事態」とならぬよう、いじめの解消に向け、組織として真摯に対処していくことは当然のことです。

しかし、対策を十分に講じたにも関わらず、以下の状態に陥ってしまった場合は、学校は、速やかに「重大事態」として対応しなければなりません。

■いじめ「重大事態」とは

「いじめ」が以下の条件にあてはまる場合に、いじめ「重大事態」となります。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき。

※(2)の「相当の期間」とは、いじめ防止のための基本的の方針で「年間30日を目安とする。」としている。

■「重大事態」が発生した場合

区では、墨田区いじめ防止対策推進条例第31条の規定により、「区立学校は、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、その旨を区長に報告しなければならない。」とされています。(区独自規定)

また、同条第2項の規定により、重大事態の調査は、いじめに関する専門的な知識を有する委員で構成される「墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会」が行うこととなっています。

(区独自規定)

■覚えておこう(4つのフレーズ「重大事態」)

(生命・心身)

命

(財産)

金銭

(欠席)

30日

(申出)

訴え

【ポイント】

重大事態の認定に当たり、特に注意すべきポイントは、定義やガイドライン等にとらわれ過ぎず「緊急性を感じたら、直ちに対応」することです。

8 いじめの「解消」について



いじめが安易に「解消」とされ、対応がなされていない現状（いじめ認知件数全体の約 89%が「解消」とされている）があります。

このことから、「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。」ということをしかりと認識する必要があります。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する必要があります。

①【いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。



②【被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。



【ポイント】

安易に「いじめは解消」としてしまうことには、注意が必要です。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害の子供及び加害の子供については、日常的に注意深く観察する必要があります。

9 墨田区版 OK・NG集

① どんなに多忙でも、時間をとってよく話を聞く！

→ まずは、子供との信頼関係を築くこと。

子供の気持ちに寄り添って、話を聞き、気持ちを受け止めよう！

OKワード

「話してくれて、ありがとう。」「私は、あなたの味方だよ。」
「あなたを守るためにどうしたらよいか、一緒に考えていこう。」

NGワード

「それは、考えすぎじゃないかな。」「あなたも、何かしたのではないかな。」
「被害妄想ではないか。」「そんなこと気にしないで、生活していこう。」

被害感に寄り添い、いじめられおびえている子供を安心させることを最優先しましょう。

② 一人で抱え込まない！

→ 情報収集を行い、分析し、学校いじめ対策委員会に報告し、指導方針等を協議する。

OKワード

「先生たちみんなで力を合わせて、解決するために取り組んでいくよ。」
「先生たちみんな、あなたの味方だからね、安心してね。」

NGワード

「あとは、全部先生に任せてね。」
「先生が何とかしてあげるからね。」

組織で対応しよう！

組織で対応することが、基本です。一人で全て解決しようと思うことは間違いです。

③ 保護者への迅速・丁寧な対応

→ 迅速に、ていねいに！

保護者の理解を得よう！

OK feeling

(お子さんのために、何とか力になりたい。)
(お子さんや保護者の思いを受け止めたい)

NG feeling

(うわあ、またあの保護者か。)、(めんどくさいなあ。)、(それは違うよ。)
(いじめられたのには、理由があるんだよ)、(分かっていないなあ。)

★言葉以外のことでも「伝わる」ことを意識しよう！

●言葉以外の非言語的表現（表情や態度、声のトーンなど）で伝わった印象のために、あらぬ誤解を招き、解決が困難になることがあります。子供と同様に保護者の気持ちに寄り添い、傾聴する姿勢を前面に出すことが大切です。

●「子供のために、保護者と教職員が問題解決のために共に取り組んでいきましょう。」という前向きな気持ちが保護者に伝わるように、じっくりと対応しましょう。

10 墨田区版 いじめ対応フローチャート(個人対応用)

いじめの疑い、発見・通報

確実に発見！！

「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法 平成25年）

いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

POINT 1

- ★些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、すぐに対処する。
- ★子供、保護者から相談・訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ☐ いじめへのアンテナを高く立てる。
 - ☐ アイチェック、いじめアンケート調査の再確認する！
 - ☐ いじめへの疑いをもったら、即行動する！

★これも、いじめです！

- ① 好意で行った言動
「〇〇さんも意見を言いなよ。」
と発言を促した。

★これも、いじめです！

- ② 意図せずに行った言動
「何やっているんだ！」と注意した。

被害の子供が「心身の苦痛」を感じたら、それは、「いじめ」です！

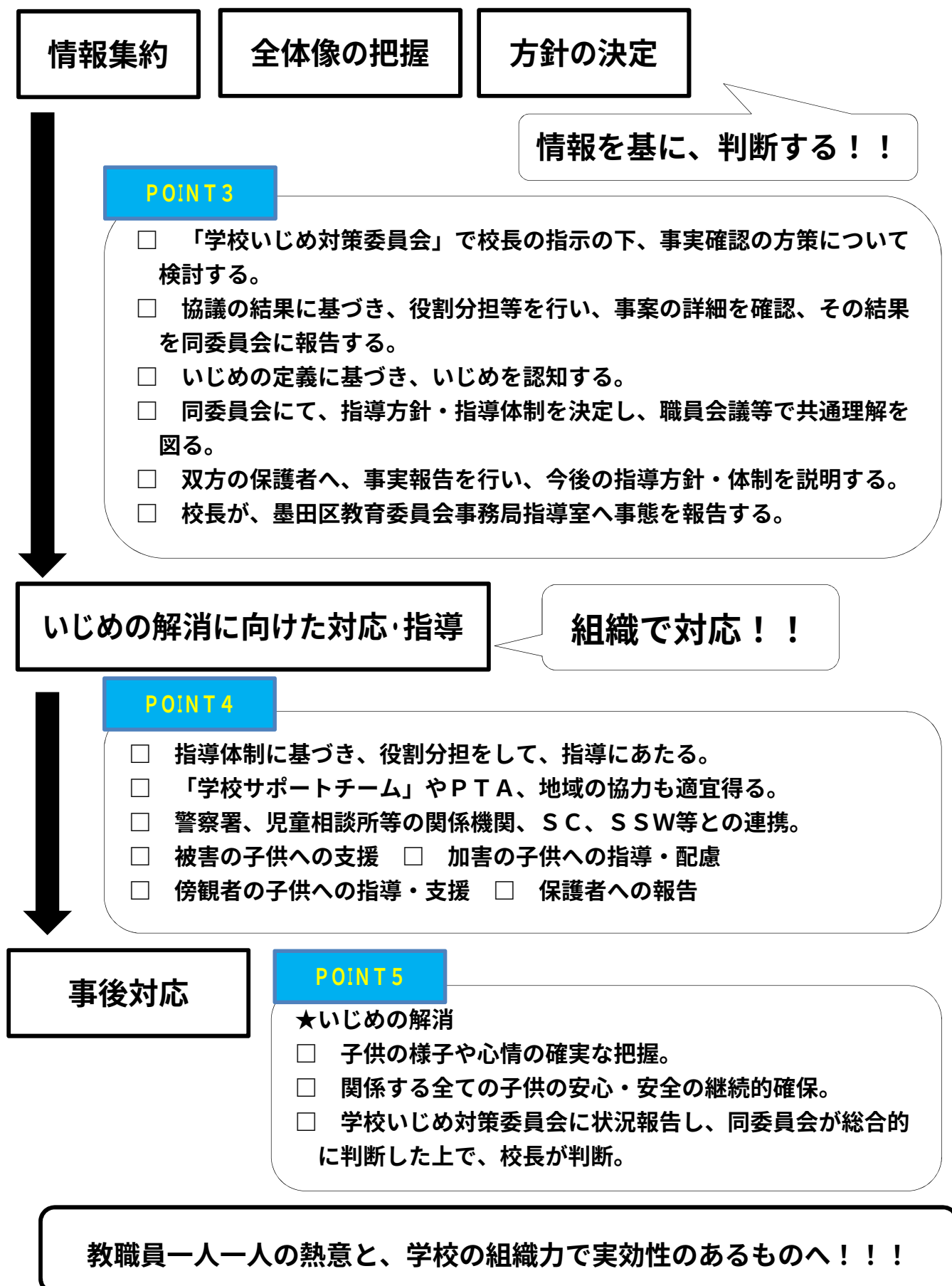
報告・連絡・相談

一人で抱え込まない！！

POINT 2

- ☐ 被害の子供の安全の確保を最優先する。
- ☐ 学年の教職員、他の教職員に報告する。
- ☐ 管理職及び「学校いじめ対策委員会」に報告する。
- ☐ 学校いじめ対策基本方針に則り、学校いじめ対策委員会で対応体制を整える。
- ☐ 学級の補教体制等、組織的に対応する。

11 墨田区版 いじめ対応フローチャート(組織対応用)



おわりに

いじめの問題に対峙するときに、一番大切なことは発見したときに、積極的に子供に向き合うことです。いじめは、どの学校にもどの子供にも起こり得るとの認識の下、適切に対処していかなければなりません。いじめを受けている子供は、教職員に「SOS」を見過ごされた場合、どこにも行き場がなくなってしまいます。

子供の未来に責任をもつ教職員として、そのことを決して忘れないでください。

「いじめ防止対策推進法」第8条(学校及び学校の教職員の責務)の規定により、全ての教職員に「いじめ」への迅速な対処責任があります。

いじめの存在を感じて、適切に対処しない場合は、法の規定に違反することとなります。

(参考文献・引用文献等)

- ・ いじめ防止対策推進法 (平成25年法律71号)
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針 (平成25年10月11日 文部科学大臣決定)
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- ・ いじめ総合対策【第2次 上・下巻】(平成29年3月 東京都教育委員会)
- ・ 墨田区いじめ防止対策基本方針
- ・ 墨田区教育委員会いじめ防止プログラム
- ・ 墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会答申(平成30年 月 日)
- ・ 法務省ホームページ